

参考資料一覧

参考資料1 農林水産省生物多様性戦略	1
参考資料2 戰略計画2011-2020(愛知目標)	29
参考資料3 生物多様性基本法の概要	33
参考資料4 生物多様性保全活動促進法の概要	35
参考資料5 農業の生物多様性に関するCOP10の決議	43
参考資料6 木づかい運動の概要	45
参考資料7 生態系と生物多様性の経済学(TEEB)	47
参考資料8 SATOYAMAイニシアティブに関するCOP10の決議	49
参考資料9 環境保全型農業直接支払	51
参考資料10 鳥獣被害防止特措法の概要	53
参考資料11 世界農業遺産(GIAHS)の活用	55
参考資料12 森林における生物多様性の保全および持続可能な利用の推進方策について(概要)	57
参考資料13 森林・林業再生プラン(概要)	61
参考資料14 新たな資源管理体制について ～資源管理指針・資源管理計画の導入～	67
参考資料15 食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)の概要	71
参考資料16 IPBES(生物多様性版IPCC)	75
参考資料17 東日本大震災による農林水産業への影響	77

農林水産省生物多様性戦略

農林水産省
平成19年7月

新編詩經卷之二

卷之二

目 次

I. まえがき	1
II. 農林水産業と生物多様性	1
III. 農林水産業における生物多様性保全に関する基本的な方針	3
(1)生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進	3
(2)国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進	3
(3)多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進	4
(4)農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献	4
IV. 地域別の生物多様性保全の取組	5
1. 田園地域・里地里山の保全	5
(1)生物多様性保全をより重視した農業生産の推進	5
(2)生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除等の推進	6
(3)鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進	7
(4)水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進	8
(5)農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興	8
(6)希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進	9
(7)草地の整備・保全・利用の推進	10
(8)里山林の整備・保全・利用活動の推進	10
2. 森林の保全	11
(1)多様な森林づくりの推進	12
(2)森林の適切な保全・管理の推進	12
(3)野生鳥獣による森林被害対策の推進	12
(4)担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の促進	12
(5)施業現場における生物多様性への配慮	13
(6)国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	13
(7)森林環境教育・森林とのふれあいの充実	13

(8) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展	14
(9) 「保護林」や「緑の回廊」をはじめとする国有林野の保全・管理の推進	14
(10) 森林資源のモニタリングの推進	15
(11) 世界の持続可能な森林経営の推進	15
 3. 里海・海洋の保全	15
(1) 藻場・干潟等の保全の推進	16
(2) 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進	17
(3) 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進	17
(4) 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進	18
(5) 資源管理の一層の推進とポスト資源回復計画の導入	18
(6) 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進	19
(7) 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性保全の推進	20
(8) 野生生物による漁業被害防止対策の推進	20
 V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進	20
 VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進	21
(1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進	21
(2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保	22
 VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献	22
 VIII. 農林水産業の生物多様性指標の開発	23
 IX. 工程表	24
 X. 用語集	35

I. まえがき

熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅への危機感、更には、人類存続に不可欠な遺伝資源消失への危機感などを背景として、平成4年、地球サミットにおいて生物全般の保全に関する包括的な枠組である「生物多様性条約」が採択された。

我が国は、平成5年に、条約を締結し、条約の規定に基づき、平成7年、生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、第2次戦略となる新・生物多様性国家戦略を策定した。

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、我が国においては、昔から人間による農林水産業の営みが、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物が生息生育する上で重要な役割を果してきた。

我が国の生物多様性保全のためには、農林水産業のあり方とその果たす役割が非常に大きい。同時に、安全で良質な農林水産物を供給する農林水産業及び農山漁村の維持・発展のためにも生物多様性保全は不可欠である。

農林水産省として、農林水産政策の展開にあたっては、従来から環境保全型農業や環境に配慮した生産基盤整備を推進してきたことに加え、本課題に対応するため、現行の国家戦略のもと生物多様性保全を推進してきたところであるが、今般、食料・農業・農村基本計画(平成17年3月)、森林・林業基本計画(平成18年9月)及び水産基本計画(平成19年3月)の見直し、有機農業の推進に関する法律の成立(平成18年12月)などを契機として、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するため、農林水産省生物多様性戦略を策定する。

なお、戦略では、農林水産業における生物多様性に関する課題や施策を明らかにし、今後、本戦略を踏まえ、新たな施策を展開するとともに、幅広い国民の理解と参画により、地域で行われている生物多様性保全の取組を再評価し、応援するなど総合的に生物多様性保全を推進することとする。

II. 農林水産業と生物多様性

私たちが毎日食べているご飯、野菜、魚、肉や生活している家の木材など私たちの暮らしに必要不可欠なものは、我が国の水田、森林、海などから農林水産業を通してたらされるものである。

農林水産業は、工業等他産業とは異なり、本来、自然と対立する形でなく順応する形で自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを享受する生産活動であり、生物多様性と自然の物質循環が健全に維持されるこ

とにより成り立つものである。

我が国は、南北に長い約38万km²の国土を有し、約67%が森林、約13%が農地となっているほか、世界で第6位、国土の約12倍に及ぶ447万km²の排他的経済水域等を有しており、その中で農林水産業が営まれている。また、公海や漁業協定に基づき相手国排他的経済水域においても漁業活動が行われているところである。

我が国の国土において、原生的な天然林は、奥地脊梁山地や半島、離島などを中心に、限られた地域に分布しており、水田、畑などの農地、スギなどの人工林、薪炭や採草に利用された里山林、草地などが大きな割合を占めている。

これらの農地や人工林、里山林、草地に加え、藻場・干潟などにおいては、農林水産業などの人間の活動が、四季折々の風土に根ざした形で長期的に繰り返し安定的に行われ、地域で培われてきた知識や技術を活かしながら持続的に営まれてきた。

それにより、地域特有の景観や自然環境を形成・維持し、特に、多くの生きものにとって貴重な生息生育環境を提供し、それぞれ特有の生態系を形成・維持するなど生物多様性に大きな役割を果たしている。

同時に、農林水産業の活動の場であり、人々の生活する場として、様々な生きものとの共生を通じ、地域独自の多様な文化に培われた豊かな農山漁村が形成されてきた。例えば、そこには、直接生産に有用な生きものだけでなく、秋の夕暮れの赤とんぼや小川に群れるメダカなど多くの生きものが見られ、直接ふれあつってきた。

また、新品種の開発における多様な遺伝資源の利用は、農林水産業を大きく発展させてきたところであり、さらに新たな可能性をもつものである。

しかしながら、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、生活排水などによる水質の悪化や埋め立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲、外来種の導入による生態系破壊など生物多様性保全に配慮しない人間の活動が生物の生息生育環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えてきた。

近年、農林水産業の展開にあたっては、環境保全型農業や環境に配慮した生産基盤整備の実施などに努めているが、一方で、生活様式の変化など社会構造の急激な変化や情報化・国際化による経済活動の変革が生じている中で、農山漁村の過疎化、担い手の減少などにより、農林水産業の活動が停滞し、里山林の利用の低下や耕作放棄地の増加などにより、生物多様性が豊かな里地里山に昔から身近

に見られた生きものが減少するとともに、鳥獣被害が深刻になっている。

このような状況を国民の暮らしを支える農林水産業の展開への警鐘と受け止め、生物多様性保全の取組をより一層強力に推進する必要がある。

III. 農林水産業における生物多様性保全に関する基本的な方針

農林水産業は、自然界における多様な生物がかかわる循環機能を利用し、動植物等を育みながら営まれており、生物多様性に立脚した産業である。

のことから、持続可能な農林水産業の展開によって自然と人間がかかわり、削り出している生物多様性が豊かな農山漁村を維持・発展させ、未来の子どもたちに確かな日本を残すためにも、生物多様性を保全していくことが不可欠である。

また、優れた自然環境を有する森林は、その保全・管理を通じて多様性に寄与している。

のために、次の基本的な方針に沿って、農林水産業における生物多様性保全を推進することとする。

(1) 生物多様性保全をより重視した農林水産施策の推進

安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性保全の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興とそれを支える農山漁村の活性化が必要である。

そのため、農林水産関連施策において、生物多様性保全をより重視した視点を取り入れ、生物の生息生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図ることとする。

(2) 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進

都市化・工業化に伴って自然との関係が希薄化している中で、大人から子どもまで国民各層から、様々な動植物や豊かな自然とのふれあいが求められている。様々な動植物や豊かな自然とのふれあいの場である里地里山などは、農林水産業の活動と深く関わって成立しており、生物多様性に対する農林水産業の役割について、国民各層に理解を得ることが重要である。

そのため、農山漁村における農林漁業体験や自然とのふれあい、食育などを通じて、農林水産業と生物多様性への理解を深めるための取組を推進することとする。

(3) 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進

コウノトリなど希少な生きものの農村での復活に向けた地域ぐるみでの有機農業の実践、農地整備の際にため池をビオトープとして保全する取組など生物多様性を保全する観点から地域の農業生産のあり方を見直す活動が行われている。

また、農業者や自治会、NPO等が参画する地域共同活動により、農地・農業用水等の保全に加え、水田魚道や渡り鳥への餌場の提供といった生態系保全活動などを実施する取組や鳥獣被害を軽減するために里地里山を整備する取組、企業等による社会貢献活動の一環としての森林づくり、さらに、漁業者やNPO等による漁場保全のための植林や藻場・干潟の維持管理活動など、各地域での様々な生物多様性保全の取組が、農林水産業や農山漁村の活性化に繋がっている。

このように、多岐にわたる生物多様性保全に向けた取組は、農林漁業者による生産活動の営みに加え、多様な主体が生物多様性保全の担い手として参加し、連携して取り組むことが効果的である。

そのため、農林漁業者や地域住民、NPO、民間企業、地方公共団体など、多様な主体による取組を後押しする観点に立って、地域の創意工夫と地域で培われてきた知識や技術を活かしながら行われている生物多様性保全の活動を再評価、応援するなど幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進することとする。

(4) 農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献

地球レベルでの生物多様性については、生物多様性条約第6回締約国会議(2002年)において、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」との目標が掲げられているものの、現在のところ、生物多様性条約事務局の報告では、生物多様性の状況は依然悪化しているとされている。

世界的にみると農地の拡大や違法伐採、砂漠化などによる森林の減少、藻場・干潟の減少などが要因となり生物多様性が悪化している状況にあるほか、地球温暖化による生態系への影響も懸念されている。

そのため、農林水産物の輸入は、他国の生物多様性を利用しているという観点に立ち、地球レベルでの生物多様性保全に貢献するためにも、我が国の農林水産業の振興や森林の保全・管理などを通じた生物多様性保全に積極的に取り組むことにより、他の生物多様性への影響を少なくするとともに、砂漠化や地球温暖化の防止など農林水産分野における生物多様性保全に貢献する国際協力に取り組むこととする。

IV. 地域別の生物多様性保全の取組

農林水産業・農山漁村と生物多様性をとりまく状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施策を総合的に推進する。

1. 田園地域・里地里山の保全

田園地域や里地里山では、水田、水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣等、人の適切な維持管理により成り立った多様な環境がネットワークを形成し、持続的な農林業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間となっている。

このような人の手が入ることにより作り出される身近な自然環境である田園地域や里地里山では、不適切な農薬・肥料の使用や、経済性や効率性のみを重視した工法による事業を実施した場合には、生物多様性への影響が懸念されるほか、近年、里山林の利用の減少や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加等により、従来、身近に見られた動植物の減少が見られるとともに、特定の野生動物の生息域の拡大などにより、農林業への鳥獣被害が深刻になっている。

そのため、生物多様性が保全され、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産及び田園地域や里地里山の整備・保全を推進するとともに、農業は食料の生産に加え多様な生きものも生み出す活動であるとの視点に立ち、国民が生きものとふれあい、農業と生物多様性の関係に対する認識を深める取組を推進し、農山村の活性化を図る。

(1) 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

適切な農業生産活動が行われることによって生物多様性保全、良好な景観の形成などの機能が発揮される。一方、不適切な農薬や肥料の使用は、田園地域・里地里山の自然環境ばかりでなく、川などを通じた水質悪化による漁場環境への影響など生物多様性への影響が懸念されることから、田園地域や里地里山の生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進し、生きものと共生する農業生産の推進を図る視点でさらに取組を進める必要がある。

そのため、農薬・肥料等の生産資材の適正使用等を推進することが重要であり、農業者一人一人が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を図る。特に農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性等を厳格に検査をしたうえで登録されており、さらに環境への影響が生じない

よう、農薬ごとに農薬使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図る。

また、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、地域でまとまりをもって、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから原則5割以上低減する等の先進的な取組を推進する。

さらに、化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進する。

以上のような、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うと同時に、安全かつ良質な農産物を供給するためには、農薬・肥料等の適時・適正な使用を含む農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」であるGAP手法の導入が有効であり、今後これを推進する。

現状ではGAP手法に取り組んでいる産地や農業者の数が限定されていることから、まずは基礎的な事項について、一定の作物ごとに汎用性の高く、農業者一人一人が環境保全に向けて最低限取り組むべき項目も取り入れたGAP手法のモデル(基礎GAP)等を活用して、GAP手法自体の普及を図る。

さらに、今後の課題として、農業技術が生物多様性にどのような正負の影響を与えていているのかを科学的に評価する手法のあり方を検討する。

(2) 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除等の推進

土づくりの後退や不適切な肥料及び農薬の使用は、土壤の劣化や地力の低下に加え、土壤微生物や土着天敵への影響など地域の生態系の搅乱を招き、持続的な生産にも支障をきたす恐れがあるため、土づくりの励行、効率的・効果的な施肥、防除に努め、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うことが重要である。

そのため、土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来のたい肥や食品循環資源由来のたい肥の利用の促進など土づくりに取り組むとともに、土壤・作物診断に基づき、たい肥等の有機質資材に含まれる肥料成分を勘案した合理的な施肥を推進し、土壤微生物の生息数、多様性等土壤の生物的性質を維持・向上させること等により、地力の維持・増進に努める。

また、土壤の肥沃度や土壤病害の発生・抑制、物質循環に大きな関わりを持つ土壤微生物について、農業生産への活用を図るため、それらの働きの解明などの基盤技術の開発を推進する。

病害虫等の防除については、病害虫・雑草の発生を抑制する環境の整備に努め、病害虫発生予察情報の活用や場状況の観察による適切な防除のタイミングの判断に基づき多様な防除手法による防除を実施する総合的病害虫・雑草管理(I P M)を積極的に推進するとともに、天敵に影響の少ない化学合成農薬の利用などを推進する。これらの取組により、土壤微生物や地域に土着する天敵をはじめ農業生産環境における生物多様性保全をより重視した防除を推進する。

このほかにも、冬期湛水をはじめ生きものを育む様々な農業技術が見られるところから、これらの技術に関する情報や地域での取組事例の収集・提供に努める。

以上のような生物多様性保全をより重視した農業技術の普及を推進する。

(3)鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進

里地里山には、多くの野生動物が生活を営んでおり、生態系の中でそれぞれ重要な役割をもっている。また、人間生活と密接にかかわり、必要な資源として利用されてきたほか、人々が野生動物観察などを通じて生きものとふれあうことを行わされてきた。

一方、昔から、農民が収穫物を守るために築いた猪土手や猪垣が象徴しているように、イノシシ等による農業被害が生じていた。

近年、里地里山における人間活動の低下や耕作放棄地の増加、狩猟者の減少、少雪化傾向による生息適地の拡大などに伴い、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による農作物被害が深刻になってきている。

また、アライグマなどの外来生物は農林水産物被害を与えるだけでなく、里地里山の生態系を脅かす存在となっている。

野生動物は基本的に臆病で人をおそれる生きものであり、農地に接する藪などを隠れ場所として農地に侵入することから、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であり、鳥獣被害を防止するには、生息環境管理や個体数調整、被害防除に総合的に取り組む必要がある。

そのため、農地に隣接した藪の刈払いなど里地里山の整備・保全の推進、生息環境にも配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進するほか、捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化、防護柵の設置、耕作放棄地の解消など被害の広域化・深刻化に対応した対策の充実・強

化を図る。

(4) 水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進

水田、水路、ため池等の農村地域の水辺環境は水と生態系の有機的なネットワークを形成しており、例えば、小河川で生活するフナ類は産卵期には水田や農業用水路に遡上して浅瀬の水草に産卵するなど、多様な生きものがその生活史に応じて様々な生息生育環境を利用している。このような水と生態系のネットワークは、農家や地域住民による生産活動や維持管理活動によって保全され、生物多様性保全に大きく貢献している。

また、農村地域の水辺環境を形成する水田や水路等は、生産活動等の効率化や防災面から維持・更新が必要となってくることから、農地や施設の整備・更新の際には、生物多様性保全に配慮する視点が重要である。

そのため、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落等を途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークとして「水の回廊」の整備を行うなど、地域全体を視野において、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進するとともに、生物多様性に一層配慮した生産や維持管理活動を支援する。

(5) 農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興

農村環境は農業生産活動等の人の働きかけにより維持されている自然環境であり、農村地域での農業振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等多面的機能の発揮の観点からも重要である。

しかしながら、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されていることから、このような状況を踏まえた施策を展開していく必要がある。

そのため、適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等への支援を行うとともに、農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図る観点から地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動に対する支援、棚田の保全や自然再生活動を行っているNPO等に対する支援や普及啓発、住民・企業・行政が協働し、身近な地域での自然環境を自らの手で改善するグラウンドワーク活動への支援を行う。また、

農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民に理解を促進し、グリーン・ツーリズム等都市と農村の交流や定住を促進するほか、地域資源を活用した魅力ある交流拠点の整備への支援を推進する。

(6) 希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進

トキやコウノトリは、かつて、我が国の古き良き農村には普通に生息し、人々とともに暮らしていたが、乱獲や湿地の開発、営巣木等の減少、農薬使用によるエサの減少等人為的な生息環境の変化により、我々の前から姿を消した。

現在、人工繁殖したコウノトリやトキの野生復帰を目指す取組が地域において行われており、また、我が国は渡り鳥の有数の飛来地でもあるので、将来にわたってこれらの生息生育環境を維持するためには、水田などの農村の環境を整備することが重要である。

このため、冬期のえさ場対策として水田の冬期湛水、生き物が行き交うための水路から水田までの連続性を確保する水田魚道の整備が行われている。併せて、有機農業をはじめとする環境保全型農業による取組も行われている。子どもたちは、こうした水田や水路等の水辺環境を学びの場や遊び場として活用している。

このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、我が国の全体の生物多様性保全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要である。

そのため、生物多様性保全に対応した合意形成を図りつつ、生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里山の環境整備を推進する。

また、有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の確立・導入に向けた支援や、水田や水路での生きもの調査など水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やし、農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、生物多様性保全の取組を進めるために、地域における普及活動を一層推進する。

さらに、都市とその周辺地域の農業は、都市住民に新鮮な農作物を供給するだけでなく、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供するという役割や、子どもから大人まで市民農園として農業体験ができる空間や身近に生きものとふれあえる空間を提供するという役割についても認識

されており、こうしたことを踏まえ、都市農業の振興を通じ、身近に生きものとふれあえる空間づくりを推進する。

(7) 草地の整備・保全・利用の推進

草地は貴重な生態系を形成し、多くの動植物に生存の場を提供している。草地のほとんどは、放牧や採草などの目的を持って人為的に管理することにより、特有の自然環境が形成・維持されており、生物生態系の保全、遺伝資源の保全、野生生物保護など生物多様性保全機能を有している。例えば、阿蘇・久住高原の草地は、放牧や採草などの農業生産活動等人の手を加えることによって、ハナシノブやヒゴダイ等の植物、オオルリシジミのような希少な蝶の生息地として維持されている。

一方、草地は、採草や放牧による自給飼料基盤として、上一牧草一家畜をめぐる物質循環が成立し、飼料自給率向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効利用、循環型畜産の確立が図られるとともに、持続的な畜産物の生産、畜産経営の維持を図ることが可能となることから引き続き適切な維持管理が重要である。

そのため、生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を維持するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について支援を行う。

(8) 里山林の整備・保全・利用活動の推進

里山林は、薪炭材利用や落葉の採取等地域住民の利用による適度な働きかけが加わることによって、その環境に適応した様々な野生動植物が生息生育するなど生物多様性の保全上重要な場所であるとともに、その立地等をいかした人と自然とのふれあい・教育の場としての役割も期待されている。

しかし、近年の山村の過疎化・高齢化や生活様式の変化にともなってその利用が低下しており、多様な主体による里山林への新たな働きかけを推進していく必要がある。

そのため、地域とボランティア団体等との連携による植栽や下刈り、間伐など里山林の多面的利用にむけた森林づくり活動を推進するとともに、森林と親しみ生物多様性保全に対する認識と理解を深め自然との共生のあり方を学ぶ取組の推進、都市と山村との交流活動を行う森林ボランティア団体等への支援などにより、里山林の整備活動の重要性への理解を広める。

2. 森林の保全

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国である。また、その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床のような世界遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物が生息生育する場となるなど、生物多様性保全において重要な要素となっている。

また、現在の森林資源は、戦後築きあげてきた人工林を中心に利用可能な段階に入りつつある。国際的に木材需要が増大する中、国産材の利用拡大を通じ間伐等の森林の適切な整備・保全を進めることで、国内の森林・林業・木材産業の再生を図る必要がある。

なお、森林の育成には数十年という長期間を要するが、その成長過程で草本、中低木から高木までを含む多様な環境が形成され、これにあわせて森林内の野生動植物の生息生育環境とともに生物の多様性も変化し、特に人工林においては、成長段階に応じて間伐等森林の整備を適切に行っていくとともに、代採、更新を通じて多様な林齢の森林を造成することにより、健全な森林の育成とともに生物多様性保全が図られる。

他方で、人と環境に優しい木材を多段階にわたり有効利用することは、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化に資するものであり、その利用を一層推進していくとともに、都市住民も含め幅広く国民が、それぞれの状況に応じて森林づくりに関わっていくことにより、森林・林業・木材利用への理解を深めていく必要がある。

さらに、原生的な天然林について、自然環境の保全等森林に対する国民の期待が一層高まる中、適切な保全・管理を図ることが重要である。

このように生物多様性の重要な構成要素である森林の整備・保全に向けた施策を総合的に展開し、生物多様性保全を含め森林の有する多様な機能の発揮を図っていくこととしており、現在、間伐の実施や、多様な森林づくりを推進するため、森林の整備・保全、国産材の利用、担い手・地域づくりなどの取組を幅広い国民の理解と協力のもと、官民一体となって総合的に推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開している。

併せて、国内の木材供給の8割を輸入に頼っている我が国においては、林産物の輸入は他の生物多様性を利用しているという視点に立ち、国産材利用推進を軸に国内林業等の活性化を推進して国内森林資源を有効に活用するとともに、海外における森林の保全や持続可能な森林経営の支援を通じて、地球規模での森林

における生物多様性保全に貢献する。

(1) 多様な森林づくりの推進

人工林の間伐等の施業が十分に実施されないことや、伐採後の再植栽が行われない状況も一部に見られ、生物多様性保全等森林の有する多面的機能の発揮への影響が懸念されることから、100年先を見据えた多様で健全な森林の整備が必要である。

そのため、間伐の実施はもとより、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等による多様な森林づくりを推進する。

(2) 森林の適切な保全・管理の推進

生物多様性保全を含めた森林の有する公益的機能の発揮を図るためにには、森林の適切な保全・管理を行うことが必要である。

そのため、森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定し、立木の伐採や転用を規制するとともに、荒廃地等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進する。

(3) 野生鳥獣による森林被害対策の推進

シカ等の野生鳥獣による森林被害については、近年、下層植生の食害や踏みつけによる土壌の流出など、森林の有する多面的機能への影響が懸念されており、効果的な対策が必要である。

そのため、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣による被害や生息の状況を踏まえた広域的かつ効果的な森林被害対策を推進する。また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林や針広混交林の造成を図るなど野生鳥獣との共生にも配慮した対策を適切に推進する。

(4) 担い手の確保・育成と山村地域の資源活用を通じた都市と山村との交流・定住の促進

我が国の山村は過疎化や高齢化が進み、その生活基盤は都市部と比較して依然として低位であることから、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、その担い手である山村地域の活力を維持することが必要である。

そのため、「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保を図るほか、山村地域の有する生物多様性が豊かな自然や文化、景観等の資源を活用した魅力ある地域

づくりなどを通じて、都市と山村の交流・定住を促進し、山村の活性化を推進する。

(5) 施業現場における生物多様性への配慮

森林の整備・保全の現場を担う林業事業体が作業を行う中で木材生産の観点だけではなく、生物多様性保全についても配慮した行動をとることは、森林における生物多様性保全を図る上で重要な要素となる。このため、森林計画制度において、地域森林計画等により、貴重な野生動植物の保護に配慮した施業方法の指針などを示しているほか、さらに持続可能な森林経営を民間の第三者機関が評価・認証する森林認証については、生物多様性保全が認証取得の重要な要件の一つとなっており、現場作業においても保護樹帯の設置など野生動植物の保全のための多様な取組が始まられている。

引き続き森林計画制度の適切な運用を図るとともに、こうした参考となる具体的な取組事例を紹介することにより、林業の現場における生物多様性保全への配慮を一層推進する。

(6) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

近年、森林づくりや環境教育に取り組む企業やN P O等の活動が活発化とともに、森林を保健・文化・教育活動に利用する国民が増加していることから、森林に対する国民のニーズに応えていく必要がある。

そのため、国民参加の森林づくりや森林の多様な利用を推進するにあたり、企業やN P O等が森林づくりに参加しやすい環境を整備するとともに、国有林野においては企業等の森林づくり活動のためのフィールドの提供等を行うことにより、企業やN P O等が行う森林の整備・保全活動等を推進する。

(7) 森林環境教育・森林とのふれあいの充実

生物多様性保全をはじめとして森林が有する多面的機能や、林業及び木材利用の意義等に対する理解と関心を深めるためには、森林環境教育や森林とのふれあいの機会を子どもたちをはじめとする国民に広く提供することが必要である。

そのため、教育・環境等の分野との連携による普及啓発活動、企画・調整力を有する人材の育成、国有林野における体験活動等を実施するためのフィールドの提供等を推進する。

(8) 国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展

生物多様性保全などの森林の有する多面的機能の發揮のためには、森林の適正な整備を進める必要があり、そのためには、適切な生産活動を通じて供給された木材が最終的に消費者に利用され、その収益により森林所有者が負担したコストを回収できることが重要である。

そのため、素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を進め、国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展を図ることにより、我が国の森林の健全な育成を進める。

(9) 「保護林」や「緑の回廊」をはじめとする国有林野の保全・管理の推進

我が国の森林面積の約3割、国土面積全体に対しその約2割を占める国有林野については、自然環境の保全等の森林に対する国民の期待が一層高まる中、多様な森林へ誘導を行うなど適切な森林の整備・保全を実施し、生物多様性保全をはじめとする公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を進めることを基本としている。

また、奥地脊梁山地に広く所在している国有林野には、優れた景観を有する森林や、貴重な野生動植物が生息生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、生物多様性保全の観点からも、このような森林の保全・管理を推進する必要がある。

そのため、間伐の実施や長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化等を推進するとともに、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や外来種の侵入防止等に努めるとともに、特に原生的な天然林や貴重な動植物の生息生育地等特別な保全管理が必要な森林を、保護林として積極的に指定し、その拡充を図りつつ、モニタリングの実施等により適切な保全管理を推進する。

さらに、野生生物の生息生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、隣接する民有林にも協力を要請しながら、保護林相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

(10) 森林資源のモニタリングの推進

近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題と認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が自国の森林の状況をモニターし評価する取組が開始されている。我が国においても持続可能な森林経営の推進を図っていくため、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握・評価するとともに、これを地域森林計画等の樹立に反映させていくことが求められる。

このようなことから、我が国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物多様性に関するデータについても十分に把握する必要があり、木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。

(11) 世界の持続可能な森林経営の推進

世界の森林は農地などへの転用、違法伐採、森林火災、過放牧などにより、地球上の生物種の多数が生息する熱帯林を中心に急速に減少・劣化しており、2000年から2005年までに約1,290万ha(造林等による増加を差し引くと日本国土の5分の1に相当する約730万ha)の森林が毎年減少している。このような大規模な森林の減少・劣化は、地球規模の生物多様性の危機を引き起こす大きな要因の一つであることから、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話への積極的な参画・貢献が必要である。

そのため、国連森林フォーラム(UNFF)などへの貢献、モントリオール・プロセスを通じた基準・指標への取組、途上国における森林保全・造成に関する二国間の技術・資金協力、森林の減少・劣化の主要な要因の一つとなっている違法伐採への対策に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援などを通じ、国際的に環境保全や持続可能な森林経営の推進に取り組むことにより、地球規模での生物多様性保全に寄与する。

3. 里海・海洋の保全

我が国は、南北に伸びた複雑な海岸線を持つ列島であり、四方を海に囲まれ、世界で第6位の広大な排他的経済水域等を有し、その周辺海域は寒流、暖流が交錯することにより、生産力が高く豊かな生物多様性を持つ漁場となっている。

水産業は豊かな海の恵みの上に成り立っている環境依存型の産業であることから、生産力を支える生態系の健全さを保つことが必要であり、そのためにも生物多様性保全が重要である。

ことに我が国沿岸海域は古来より人間活動との関わり合いが深く、採貝・採藻等の漁業活動を行ってきた。このような、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性保全が図られている海は「里海」として認識されるようになっており、適切に保全することが必要である。

他方、沖合域から公海についても適切な資源管理を行うことにより、水産資源の持続的な利用が可能である。このため、地域漁業管理機関等の枠組みを通じて科学的根拠に基づき海洋生物資源の適切な保全と持続的な利用を図っていくことが重要である。

このように、里海・海洋の保全を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進する必要がある。

なお、本年4月に公布された「海洋基本法」においても、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図ることを基本理念として、海洋の生物多様性が確保されることその他の良好な海洋環境が保全されることが人類の存在の基盤とされたところであり、里海・海洋を保全することはこうした考え方によるとある。

(1) 藻場・干潟等の保全の推進

生物多様性が豊かで生産力の高い健全な里海の実現のためには、藻場・干潟の保全は重要な課題の一つである。

藻場は「海の森」とも呼ばれ、アマモ場、コンブ場等があり、干潟は人々にとって親水の場であるとともに、多くの渡り鳥が餌と休息の場を求め飛来する場ともなっている。これらを含めた沿岸水域は魚類をはじめとする多種多様な生き物の生育・産卵場のほか、陸上からの生活排水に含まれる有機物や窒素、リンなどを吸収・分解することにより、水質を浄化するなど、環境を保全することで生物多様性保全に大きく貢献している。また、亜熱帯水域において、サンゴ礁は水産資源の産卵、餌場、幼稚仔魚の育成場となっている。

しかしながら、高度経済成長期の沿岸開発、埋め立てなどにより藻場、干潟が大幅に減少しているほか、植食性魚類等の食害等により藻場が消滅する「礫焼け」が全国的に拡大している一方、干潟においても、二枚貝を捕食するナルトピエイ